

月報

2014 年 8 月号

シンガポール日本商工会議所

MCI(P) NO. 085/03/2014

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

Website: <http://www.jcci.org.sg>





ジャパングリーンメディカルグループ
シンガポール・ロンドン・上海・倉敷

毎日笑顔の 海外生活をサポート



海外生活をサポートする総合医療センター

ジャパン グリーン クリニック

外来診察



予防接種



健康診断・医療検査



理学療法



肩痛・腰痛・足痛
スポーツ障害・リハビリ等に

医療相談



生活習慣病・禁煙・アレルギー
感染症・渡航医療・他

ジャパングリーンクリニック

総合診療の
オーチャード本院

診療科目

外来診察（小児科・内科・外科・耳鼻咽喉科・婦人科*・他一般）、予防接種*、乳幼児健診*、医療検査*、健康診断*、理学療法*（疼痛治療・リハビリ等）、各種医療相談（アレルギー*・禁煙*・他）

受付時間 月～金 9:00～12:00,
14:00～17:30

土 9:00～12:00
（日・祝 休診）

予約 一般診察は予約不要です。
*印は要予約。

所在地 290 Orchard Road
#10-01 Paragon
Singapore 238859

電話 6734-8871

ファックス 6733-1213

Eメール

reception@japan-green.com.sg

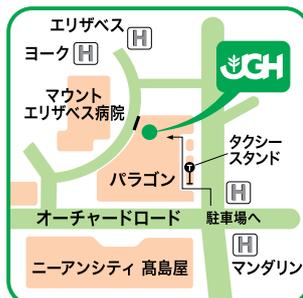
- ◆ MRTオーチャード駅より徒歩10分
- ◆ エレベーターは、1階Tower Lift Lobby1をご利用ください
- ◆ 主要各科医師が在籍し検査機器も揃えた総合クリニックです



パラゴン



健康診断ロビー



ジャパングリーンクリニック シティ分院

オフィス街の
身近なクリニック

診療科目

外来診察（内科・一般）、予防接種、理学療法（疼痛治療・リハビリ等）、健康診断、各種医療相談（アレルギー・禁煙・他）

受付時間 月～金 9:00～12:30,
14:30～17:30
（土・日・祝 休診）

予約 ご予約をお願い致します。

所在地 20 Cecil Street
#07-08 Equity Plaza
Singapore 049705

電話 6532-1788

ファックス 6532-7673

Eメール

citybranch@japan-green.com.sg

- ◆ MRTラッフルズプレイス駅E出口より徒歩1分
- ◆ お越しの際はIDカード（EP等）をご持参ください
- ◆ 待ち時間を最小限にする予約制を採用
- ◆ タクシーでお越しの方は行き先をリパブリックプラザと教えてください（エキイティプラザ前は乗降車できません）



エキイティプラザ



診察室



歯科はJGHデンタルクリニック(本院内) Tel: 6235 7747

www.japan-green.com.sg

月報

2014

Aug

<特集>

- シンガポール個人情報保護法Q&A p02
Drew & Napier LLC
Lim Chong Kin / 金丸 絢子
- ヘルスケア・イノベーションもマジュラ・シンガプーラ p09
Kimura & Associates Pte Ltd
木村 浩
- シンガポール2014年度予算案における税制改正案 p14
KPMG Services Pte. Ltd. Global Japanese Practice
田宮 武夫
- 駐自治体の総合サポート役を目指して p18
～CLAIRシンガポール事務所の活動状況について
CLAIR Singapore
足達 雅英

<業界ふらす1> 環境

- 北九州市の「都市間連携」を通じた都市環境インフラ輸出の取組み p26
～廃棄物ビジネスの事例より～
Kitakyushu city government Environment Bureau
綾部 征一郎

<6月-7月JCCIイベント写真>

- 6月-7月JCCIイベント写真 p30

<事務局便り>

- 7月の行事報告、8月の予定 p32

月報題字: 麗扇会 青木 麗峰

表紙写真: JCCI 事務局

写真タイトル: Palau Ubin

シンガポール個人情報保護法Q&A

DREW & NAPIER LLC

LIM CHONG KIN / 金丸 絢子



はじめに

2014年7月2日に、シンガポールの個人情報保護法であるPersonal Data Protection Act 2012 (2012年法律第26号)(以下、「PDPA」といいます。)が完全施行されました。PDPA第9章に定められているDo Not Call Registry(シンガポールの電話番号に勧誘電話やメッセージを送信することを規制)(以下「DNC規制」といいます。)については、既に2014年1月2日に施行済みですが、先月7月2日にその他の個人情報保護規定が施行され、個人情報保護法が完全施行となりました。

少し意外かもしれませんが、シンガポールでは、2012年に個人情報保護法が成立するまで、個人情報保護に関する基本法がありませんでした。高度な情報化社会となり、企業が適切な情報管理と情報処理手続きを行うことは、ビジネスを円滑にすすめる上で、またコンプライアンスの観点からも必要不可欠となっています。この時期にシンガポールで個人情報保護法が成立、施行された背景には、欧米諸国や近隣諸国で個人情報保護法が成立し運用されていく中、シンガポールでも国際基準に匹敵する法整備を行い、信頼性のあるビジネスハブとしての地位を確立するねらいがあります。PDPAの目的は、大きく二つあり、一つは個人の個人情報を保護する権利を尊重し、個人情報の取得、利用、開示を規制すること、もう一つは、事業者が個人情報を合理的な目的のために取得、利用、開示する権利を守ることです。この個人と事業者双方の権利・利益を、バランスよく保護することを目的に、PDPAは成立しました。

日本の個人情報保護法とシンガポールの個人情報保護法はどちらが厳しいのか、というご質問を受けます。一概に比較することは難しいのですが、個

人的には、両側面あると考えています。すなわち、PDPAは全ての事業体を適用対象とし、ポリシーの策定や保護責任者の設置等を義務化している点で、管理面については日本の個人情報保護法よりも厳しい規定となっています。他方で、後述するような詳細な例外規定があり(例えば、ビジネス上の連絡先は適用対象外であったり、評価目的の個人情報は同意取得義務の例外であったりすること)、日本の個人情報保護法よりも実質的には融通が利く内容になっています。これは、ビジネスフレンドリーな環境を維持しようとしているシンガポールならではの法規定だと思います。

本稿では、PDPA下で各事業体に求められている義務の内容、とるべき方策について簡単におさらいし、日ごろよくご質問を頂く内容についてQ&A方式でご説明いたします。

個人情報とは

PDPAにおいて、「個人情報」とは、「当該情報又は当該情報及びその事業者が保有している、若しくはアクセスし得るその他の情報を用いて、特定することができる個人に関する情報」と定義されています。国籍や年齢等の一般的な情報も、他の情報と組み合わせると個人の特特定が可能となる場合、合わせて個人情報とみなされます。個人情報の具体例としては、個人のフルネーム、NRIC番号、パスポート番号、個人の写真や映像、個人の電子メールアドレス、指紋、DNA情報、名前と住所、電話番号等が挙げられます。

各事業体の義務

PDPAにおいて、各事業体は、以下の義務を負います。

① 同意取得義務

個人情報の取得、利用、開示をする際には、事前に同意を取得する

② 目的制限義務

取得した個人情報は、取得の際の目的の範囲でのみ利用、開示する

③ 通知義務

個人情報の取得、利用、開示の目的を事前に個人に通知する

④ アクセス権及び訂正権に対応する義務

個人からの個人情報へのアクセス要求及び個人情報の訂正要求に対応する

⑤ 正確性を確保する義務

取得した個人情報が正確かつ完全であることを確保する合理的努力をする

⑥ 保護義務

保有する個人情報について合理的な安全保護措置を講じる

⑦ 保持制限義務

取得時の目的及び事業上、法律上の目的がなくなった個人情報の保持をやめる

⑧ 移転制限義務

国外に移転する場合には、受領国側でPDPAと同等の保護ができることを確保する

⑨ 開示義務

個人情報保護責任者の公表、個人の要求に応じてポリシーを開示する

事業体が行うべきこと

- ・ 個人情報保護ポリシーの構築・実施、苦情処理体制の構築・実施
- ・ 従業員へのポリシーの伝達
- ・ 個人情報保護責任者の設置、公表

事業体は、前述の主要義務に対応するため、個人情報保護のポリシーを構築し、実施すると共に、苦情処理手続きについて策定、実施する義務があり、個人から要求がある場合には、当該ポリシーの内容についての情報を提供する必要があります。

また、事業体は、ポリシーの内容及び実施に関する情報を従業員に伝えることが要求されます。

これらの対応としては、内部又は外部用の個人情報保護ポリシーを準備し、従業員に提供し、必要に応じて外部からの問い合わせに対して提供することが考えられます。また、実際に運用する従業員が、ポリシーの内容や運用方法を十分に理解して業務を行うことが大切ですので、ポリシーの伝達の一環として、従業員に対し、PDPA下での義務をどのように遵守すれば良いのかについて、従業員の教育(セミナー等を利用したトレーニング)を行うこともお奨めしています。

さらに、事業体は、PDPAを遵守するために、1名以上の個人情報保護責任者を選任し、当該個人情報保護責任者のビジネス上の連絡先に関する情報を公表する必要があります。個人情報保護責任者の個人名自体を公表する必要はなく、当該責任者がシンガポールに常駐している必要もありませんが、ビジネス上の連絡先は、シンガポールの電話番号であり、シンガポールの営業時間内に連絡がつくものであることが求められます。

義務違反の場合の罰則

Personal Data Protection Commission(個人情報保護委員会)(以下「PDPC」といいます。)は、違反により影響を受けた個人からの苦情を受けて、又は職権で、PDPA違反について調査をすることができます。

調査の結果、PDPCは違反事業体に対し、主に以下を行う権限を持ちます。

- ・ 是正勧告
- ・ PDPAに違反して取得した個人情報の破棄を
するよう指導
- ・ 事業体に100万シンガポールドル以下の制裁
金を課す

また、違反により影響を受けた個人は、被った損失や損害に関して、別途民事訴訟を提起することができます。さらに、権限無く他人の個人情報にアクセス要求をすることや、PDPCの調査時における虚偽の供述等のPDPA違反行為は、刑事罰を構成し、個人が罰金や禁固刑に課せられる可能性もあります。

PDPCは、苦情ベースで調査を行うことを示唆しており、これによれば、事業体のPDPA遵守状況について定期的に抜き打ち検査的な調査が行われる可能性は低いと考えられます。もっとも、先だって施行されたDNC登録規制に関するPDPCの執行状況をみると、違反企業に対しては、事業体のみならず役員も法的責任が問われる厳しい結果となっていますので、今後、個人情報保護規定に関する執行においても、同様の厳しい対応がとられることが予想されます。したがって、各事業体としては、個人情報を取得している個人から苦情が生じたり、管理体制に問題があると指摘されることがないよう、ポリシーの構築や実行方法について、再確認をし、遵守体制を構築する必要があります。

FAQ

個人情報保護法の概要をご説明しましたが、個人情報保護体制を作り上げる過程で、よくご質問を受ける内容について、以下、Q&A方式でご説明いたします。

【ビジネス上の連絡先に関する情報】

Q: 名刺の情報など「Business contact information」(「ビジネス上の連絡先に関する情報」)は、PDPAにおける「個人情報」には該当しないと聞いたのですが本当ですか？

A: 職場の電話番号や職場の住所等の情報も、その情報によって個人が特定される限り、「個人情報」には該当します。しかし、「ビジネス上の連絡先に関する情報」は、PDPAの適用対象外であり、PDPAにおける個人情報保護規定は適用されません。

「ビジネス上の連絡先に関する情報」とは、「個人の名前、肩書き、役職名、職場の電話番号、職場の住所、職場のメールアドレス、職場のファックス番号その他類似の個人に関する情報で、個人が単に個人の目的のためだけに提供していないもの」と定義されています。

つまり、名刺に記載がある職場の連絡先情報が、いつでも「ビジネス上の連絡先に関する情報」としてPDPAの対象外になるわけではなく、PDPAの適用対象外になる「ビジネス上の連絡先に関する情報」に該当するかは、当該連絡先が提供された目的によって決まることとなります。

例えば、取引先との会議で提供した名刺は、ビジネス目的で提供されており、単に個人の目的のためだけに提供しているわけではないので、「ビジネス上の連絡先に関する情報」としてPDPAの適用対象外となり、当該情報の取得、利用、開示をする際に当該個人の同意を取得する必要がありません。他方で、ジムの会員になるために、ジムの受付で名刺を提供した場合には、提供目的がビジネスではなく単に個人の目的のためなので、提供された名刺の情報も個人情報として、PDPAの適用を受けることになります。当該情報を取得した、ジムの運営事業体は、当該情報を取得、利用、開示する場合には、原則として当該個人の同意を取得する必要があります。

【シンガポール国外の事業体】

Q: PDPAは、シンガポール国外の事業体にも適用されますか？

A: はい、適用されます。

PDPAは、シンガポールで個人情報を取得、利用、開示する全ての事業体に適用されます。当該事業体が法人格を有しているか、シンガポール法人かどうかや、シンガポールに事務所があるかどうかは問いません。

したがって、シンガポール国外の事業体も、もし当該事業体がシンガポールで個人情報を取得、利用、開示する場合には、PDPAを遵守しなければなりません。

【分野別の規制】

Q: 特定の分野の事業を行う事業体を対象とする規制や方針がありますか？

A: はい。本執筆時点で、PDPCは以下の分野に対して、分野別助言ガイドラインを発行しています。

- ・電気通信分野(テレコミュニケーション分野)
- ・不動産仲介分野

さらに、以下の分野について、助言ガイドラインの草案が発行され、本稿執筆時点で公開審議中です。

- ・教育
- ・ヘルスケア
- ・社会福祉事業

ガイドラインであるため、法的拘束力はありませんが、PDPCがどのような個人情報保護対応を各事業体に求めているか、各事業分野において何が「合理的な」措置かを確認するのに役立ちますので、当該分野の事業に従事する会員様は、上記ガイドラインの発行状況を注視し、これに沿った対応をすることをお奨めします。

また、PDPAは、個人情報や他の秘密情報の保護のために、既存の分野別の法律や規制枠組み(例えば銀行や証券分野等)を覆すものではありません。PDPAはあくまでも基本法であり、PDPAと他の特別法に齟齬が生じた場合には、他の特別法がPDPAに優先することになります。

【同意取得義務】

Q: 事業体は、個人情報の取得、利用、開示をする場合に、どのような方法で同意を取得すればよいのでしょうか？

A: 同意は、事業体が、当該個人情報を取得、利用、開示する目的について個人に通知し、個人が当該目的のために同意の意思表示をした場合にのみ有効となります。

同意は、様々な方式により取得することができますが、事業体は、出来る限り書面による同意を取得すべきです。書面による同意は、記録として保管することができます。将来的に同意取得の証拠となり得ます。事業体は、個人から口頭で同意を取得することもできますが、もし口頭同意について、何も証拠が無い場合、将来的に同意がなされたことを証明することは非常に難しくなります。そのため、事業体は、口頭で同意を取得するときには、従業員に、同意取得の日時、内容、目的について記録をとるよう指導することが推奨されます。

Q: 同意取得の際には、明示の同意取得が必要ですか？みなし同意が認められる場合はどのような場合ですか？

A: 前述したのは、個人から明示の同意が取得できる場合ですが、個人情報の取得、利用、開示に際して、以下の場合には、明示の同意がなくても、同意があるとみなすことができます。

- ① 個人が目的を認識した上で、自発的に個人情報を事業体に提供し、かつ
- ② 当該個人がそうすることが合理的であるといえる場合

例えば、店頭で会計の際にクレジットカードを提示する行為はこれにあたります。商品を購入するという目的を認識した上で、個人が自発的にクレジットカード情報を提供し、そのような振る舞いは一般的に合理的だと考えられます。したがって、クレジットカード情報の取得、利用について、明示の同意を取得(「このクレジットカード情報を決済のために取得利用することに同意しますか」「はい、同意します」というやり取り)をしなくても、店舗側

は当該個人情報を取得利用することができます。

個人情報を個人から直接取得するのではなく、第三者である事業者から取得する場合(例えば、就職希望者の情報をリクルーティング会社から取得する場合等)、事業者が個人から直接、同意取得を得ることは困難です。このような場合、事業者は、以下の場合には、個人の直接の同意を得ずに、当該第三者から、個人情報を取得することができます。

- ① 第三者事業者が個人情報の取得、利用、開示について有効に同意を与えることができる場合
- ② 個人が、第三者事業者に対して、当該個人の個人情報を開示することについて同意又はみなしの同意を与えている場合

事業者は、上記第三者事業者から個人の個人情報を取得する場合には、①又は②に該当することについて、当該第三者事業者を確認することが推奨されます。

Q: 事業者は、現在雇用中の従業員から、彼らの個人情報を取得、利用、開示することについて、改めて同意を取得する必要がありますか？

A: 前提として、事業者は、2014年7月2日より前に取得した個人情報については、同意の撤回がなされたり個人が同意をしないと表明する場合を除き、当該個人情報が取得されたときと同じ目的の範囲で、新たに同意を取得することなく、引き続き利用、開示をすることができます。

施行日後に、事業者が、従業員の個人情報を取得、利用、開示する場合には、原則として当該目的を従業員に通知し、事前の同意を取得しなければなりません。しかしながら、同意取得義務にはいくつかの例外があり、以下の場合には、従業員から同意を取得せずに当該従業員の個人情報を取得、利用、開示することができます。

- ① 従業員と事業者の間の雇用関係の維持又は終了目的のために合理的な場合
- ② 評価目的のために必要な場合(昇進に関する適性や資質を判断する場合を含む)

- ③ 個人情報が個人の雇用、業務、専門の課程で当該目的のために作成された書類に含まれており、当該書類が当該目的と一致した目的のために取得された場合

上記例外の範囲を超える場合には、みなし同意が適用される場合で無い限り、基本的に従業員に事前に目的を通知した上で、個人情報の取得、利用、開示について同意を取得する必要があることは、前述のとおりです。

一般的に、PDPAで同意取得をしないで個人情報の取得、利用、開示ができる場合、事業者は目的についても通知義務を負いません。もともと、上記①の場合には、例外として、依然として事業者は従業員に目的の通知をする義務を負います。したがって、既存従業員について、上記①に該当することを理由に、同意の取得が必要ないと判断される場合も、施行日後は個人情報取得、利用、開示の目的通知義務は生じますので、従業員に対してこれらの通知を行う必要があります。

【情報仲介者】

Q: 情報仲介者とはどのような人のことですか？

A: 「Data Intermediary」(情報仲介者)とは、他の事業者のために個人情報を取り扱う事業者をいいます。

この場合の「取り扱う」とは、個人情報に関する作業を実行することと定義され、記録、保持、変更、回復、結合、送信、消去又は廃棄を含みます。

Q: 日本本社との関係で、シンガポール子会社や駐在員事務所を、情報仲介者とみなすことはできますか？

A: シンガポール子会社や支店、駐在員事務所が、日本本社のために(代理として)個人情報を取り扱う場合には、提供するサービスの性質によっては、情報仲介者に該当すると考える余地があります。

Q: その場合、PDPA下で情報仲介者は、どのような義務を負いますか？

A: 情報仲介者は、書面による契約に基づき、他の事業者のために、又は他の事業者の目的遂行として個人情

報を取り扱う場合、PDPA下における個人情報の「保護」及び「保持」に関する義務のみを負います。本稿「各事業体の義務」でご説明したその他の個人情報保護に関する義務については、全て、情報仲介を依頼した主事業体が負うこととなります。

【保護義務】

Q: 保護義務とは何ですか？

A: 保護義務とは、事業体が、当該事業体が保持し、又は管理する個人情報を、権限のないアクセス、取得、利用、開示、復元、変更、廃棄その他類似のリスクから守るために、事業体に「合理的な安全保護措置」をとることを義務つけるものです。

この点、PDPCは、この安全保護措置について、一つの決まった方法は存在しないと明言しています。というのは、何が「合理的な」安全保護措置なのかは、当該事業体が取得している個人情報の性質、取得された形態、その他もし権限のないアクセスや変更、廃棄が行われた場合に起こり得る影響を考慮して柔軟に判断する必要がありますからです。

安全保護措置については、管理上の安全措置(従業員に守秘義務を遵守させること、従業員教育等)、物理的安全措置(物理的にどこにどのように情報を保管して管理するのか)、技術的安全措置(セキュリティ手段として技術的にどのような方法をとるか)又はこれらの措置を組み合わせた複合的な措置があつてよいと考えられており、各事業体が取得する個人情報の性質や業界におけるスタンダード等を考慮のうえ、判断することが必要です。

【保持義務】

Q: 保持制限義務とは何ですか。いつまで、個人情報を保持すべきか、期限に決まりはありますか？

A: 事業体は、無期限に個人情報を保持し続けることはできません。事業体は、(a)個人情報の保持が、個人情報が取得された際の目的にもはや資することがなくなり、かつ(b)保持が法的又は事業目的のためにもはや必要ないと合理的に判断される場合には、個人情報を含む文書の保持をやめなければなりません。

PDPAは、個人情報の保持について、特定の保持期

間を規定していません。各事業体は、当該事業体の個人情報の保持目的と、上記(a)(b)を考慮のうえ、「合理的な」期間、当該個人情報を保持することができます。事業体は、業界におけるスタンダードや、従前運用している文書管理規則(あれば)を参考に、どのくらいの期間文書や他の個人情報を含む資料を保持するかを検討することが推奨されます。

事業体が保持し、管理する個人情報について、事業体は潜在的な義務を負い、個人からのアクセスや訂正要求がある場合には、対応する義務がありますので、(a)(b)の目的を達した個人情報については出来る限り早く処分することをお奨めしています。

【監視カメラ】

Q: 会社の事務所では、監視カメラを使用しています。監視カメラで撮影した個人の映像も個人情報保護法の対象となりますか？

A: 「個人情報」とは、前述のとおり「当該情報又は当該情報及びその事業体が保有している若しくはアクセスし得るその他の情報を用いて、特定することができる個人に関する情報」を意味します。したがって、監視カメラの情報も、当該情報によって、個人が特定できる限りにおいて、PDPAで保護すべき個人情報に該当することになります。

つまり、事業体は、当該事業体の敷地内において監視カメラを利用して、個人の映像を取得、利用、開示することについて、当該個人の同意を取得しなければなりません。PDPCの見解によれば、当該義務は、訪問者、従業員その他の個人に対して、特定の目的で監視カメラを設置して作動させていることについて、通知することによって、満たすことができます。事業体は、一般的に、当該通知を、入口や人目につく場所に設置する必要があります。

もともと、PDPAにおける同意取得義務の例外に該当する場合には、監視カメラによる個人情報の取得、利用、開示について、同意を取得する必要はありません。例えば、当該個人情報が既に公に公開されている場合や、調査やその他法的手続きのために必要な場合等がこれにあたります。

【本社との情報共有】

Q: シンガポールで取得した個人情報を、日本本社と共有する場合、個人情報の海外移転規制に該当しますか？

A: はい、該当します。一般的に、シンガポールで取得した個人情報をシンガポール国外に移転する前に、移転する事業体は、受領する事業体が、「PDPAにおける保護と少なくとも同等の保護基準で」個人情報を保護するよう「法的に執行可能な義務」を負っていることを確認しなければなりません。

これについて、個人情報保護法規則2014は、「法的に執行可能な義務」には、適用法令、契約、執行力ある社内規則、その他法的に拘束力ある方法が含まれると規定しています。実質的には、適用法令(外国法)が、シンガポールPDPAにおける保護と少なくとも同等の保護基準を満たしているか否かを明確に断言することは困難な場合が多いため、契約又は拘束力のある社内規則により対応をすることになると考えられます。

PDPCは、具体的に以下のとおり対応することが望ましいと規定しています。

- ・ 国外の第三者企業への移転 - 契約の締結
- ・ 同企業グループ間の国外移転 - 拘束力ある社内規定の策定

したがって、日本本社やその他シンガポール国外の関係会社と、シンガポールで取得した個人情報を共有する場合、拘束力のあるグループ会社規則を策定することを推奨します。拘束力ある社内規則は、技術的には、契約とは同等ではありませんが、移転される個人情報を適切に保護する目的において、法的に拘束力ある手段として、許容されています。

さらに、同規則は、上記以外に国外移転制限義務を満たす場合について例示をしています。例えば、(a)個人が、当該移転される個人情報が、PDPAと同等の保護基準によって保護されることについて合理的な説明を受けた後で、当該移転について同意をした場合、又は、(b)当該移転が個人と移転事業体間の契約を実行するために必要な場合がこれに該当します。もっとも、(a)当該「移転される個人情報がPDPAと同等の保護基準に

よって保護されることについて合理的な説明」が実質的に可能かは疑問な場合もありますし、(b)契約実行のために必要かどうかについては常に解釈の問題が生じます。したがって、これらの例外規定を採用することには慎重を期し、基本的には、上記契約の締結又は拘束力ある社内規則の策定により対応することが望ましいと考えられます。

おわりに

上記のとおり、本稿では、既に先月7月2日に完全施行された個人情報保護法について、概要をQ&A方式でご説明しました。既に施行に先立ってご対応済みの会員様も多いかと思いますが、本稿の情報が新しい法律への理解を深める一助になれば幸いです。

なお、本稿は、Lim Chong Kin弁護士の執筆物をベースに、私が日本法弁護士の観点から追加説明を加えております。一部日本法への言及等、私個人の見解を含むものである点、ご了承下さい。

執筆者氏名

Lim Chong Kin(リム・チョンキン)

経歴

National University of Singaporeの法学部を優等学位で卒業後、同大学の大学院にてLL.M.を取得。シンガポール法弁護士資格(1996年登録)ほか、英国法の事務弁護士資格(1999年登録)を有する。現在はDrew & Napier法律事務所のDirectorとして「テレコム、メディア、テクノロジー」、「競争法と規制業務」、「個人情報保護法」等の分野を専門に担当。弁護士としての助言、執筆活動ほか、監督機関への助言や代理も多い。趣味は旅行とゴルフ。BESTローカル料理についてのこだわりはなかなかのもの。

執筆者氏名

金丸 絢子(かなまる あやこ)

経歴

日本法弁護士(2006年登録)。慶応義塾大学法学部卒業後、現在は弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所に所属。取扱分野は、一般企業法務、企業再編・M&A、人事労務、新興国(ASEAN等)への進出サポート。2010年大手都市銀行に一年間の出向を経て、2013年University of California, Berkeley, School of Law(LL.M.)を卒業し、2014年ニューヨーク州弁護士登録。2013年8月より、Drew & Napier 法律事務所ジャパンデスクで勤務中。趣味は、旅行、テニス、ゴルフ。

ヘルスケア・イノベーションも マジュラ・シンガプーラ

KIMURA & ASSOCIATES PTE LTD
MANAGING DIRECTOR

木村 浩

はじめに

現在グローバル医薬品市場は、エマージング・エリアでの成長並びに拡大が予想される市場としてグローバル・ビッグ・ファーマ各社は積極的に事業展開を実施している。日本国内でも昨年6月に「日本再興戦略」が示されて、ヘルスケア分野では「健康・医療戦略」と「医薬品産業ビジョン」も含まれました。更に去る6月24日に「日本再興戦略」(骨太方針)も閣議決定され、医療分野では、成長戦略に新たな「保険外併用療養費制度」の創設や医療介護のICT化も含まれました。そして医療戦略でも海外進出も含まれています。

日本の医薬品産業が何故グローバル化に遅れを取ったのかを私自身長いアジアでの医薬品事業展開経験者として一言でいえば、日本の医薬品市場は世界で米国について2番目の市場であり、(間もなく中国に追い抜かれる)日本の製薬企業は、何も海外進出をしなくても世界第2位の医薬品市場である日本という国内だけの事業展開で十分に間に合っていた。同時に戦後の国民皆保険制度のお陰もあった。この日本固有の環境であったのでグローバルに事業展開に対応する必要性も無かったというよりも将来の海外事業展開が出来るように体力をつけていたのかも知れません。本レポートでは、若い国のシンガポールが何故バイオ・ファーマの中心国になってきたかを医薬品業界の特性をいれて記します。

医薬品産業でのテクノロジー用語の多さ

おそらく、医薬品事業に従事されておられない方々にとって時々新聞等のマスコミを通じてGxP, GxP, GxP等(xには、M、C、S等が入る)を目にされた方々が多いと思います。医薬品事業展開にはR&Dから始まって販売以降のポスト・マーケティングまで多くの規範が決められています。

日本の製薬産業にとって、私の個人的見解ですが、第一次の黒船が来たのが、昭和40年代のGMPの導入でした。GMPとは、1963年に米国で法制化されその後WHOが加盟各国での医薬品製造に関して策定した規範で、Good Manufacturing Practices(医薬品製造規範)の頭を取ってGMPと称しています。

昭和40年代に日本国内に医薬品製造会社数は大中小を含めて7千社近くもあったのがGMP施行後に各社はGMPの対応の為に追加投資が必要になり、追加投資が出来ない企業は廃業または合併や大手に吸収されたりして平成12年には日本国内での製薬企業総数は1,123社までに減少し、平成17年にはついに972社となり平成23年現在で日本国内での製薬企業総数は341社まで減少しています。ちなみに紙面の関係で詳細は省略しますがGCPは適正臨床規範、GSPは適正サプライ規範の略号です。米国ではcGMP(小文字のcはCurrentの略)としてFDAが規定しています。医薬品業界のみならず医療機器・用具業界並びに食品業界も米国への輸出ではcGMPに準拠していなければなりません。

シンガポールは、ヘルス関連産業で先進国

ご承知の如くシンガポールは建国されてから来年で50周年になる若い国であり、建国時に初代首相を含めて当時の多くの官僚は、小さい国家をどのような国にすべきかと真剣に取り組み、世界中で他国の良い点を研究して取り組みました。例えば、戦後の日本での公団住宅のモデルを研究して、日本の公団住宅の欠点を修正した上で当国の多くの国民が居住しているHDBの誕生から始まり、医療政策、教育政策、産業政策、金融政策等を多民族国家として最適解の方式を考えて、その上で国民全てに機会均等である事を第一義にして成り立っています。医療政策面でも、日本と異なり、全てのシンガポール国籍保有者と永住許可保有者全てが平等で責任を分かち合える医療制度を確立しています。この詳細は、一般財団法人自治体国際化協会が去る4月17日に発行したCLAIR REPORT No.398「医療制度と医療ツーリズムにみるシンガポールの戦略」(総ページ数46頁) webmaster@clair.or.jpをご参照下さい。私の長い医薬品業界での経験でもこれだけ正確に且つ詳細に纏められたレポートは他にはありません。医療ツーリズムでも隣国マレーシア・タイも記載されています。

さて現在のバイオ・ファーマ産業を重要な産業としているシンガポールは、世界中の企業誘致に何が必要なかを詳細に調査していち早く先進諸国での制度で必須な条件(グローバル・スタンダード)を取り入れました。行政面では保健省にあった医薬品・医療機器・食品等の許認可を担当していた部門を独立させた独立行政機構としてHSAを2003年に発足させました。日本では2004年にPMDA(医薬品・医療機器審査機構)として誕生しましたが2008年に現在の近藤理事長(元国立医療センター病院長)がレギュラター・サイエンス部門を強化してから漸く機能として米国FDA同様になりました。医薬品の輸出に関しては既に欧州では、加盟国内で医薬品の輸出をする場合に輸入先の行政機関より輸出国の製造企業を査察していたのを共通の査察内容とし、

輸出国・輸入国での行政機関が代行する制度を作り上げていました。この相互認証制度をPIC/Sと称しています。PIC/Sは、Pharmaceutical Inspection Convention(PIC-医薬品査察協定)として1970年10月にEFTA(European Free Trade Association)の10カ国で査察協定が締結されてからその後順次に各国が加盟しています。同様にPharmaceutical Inspection Cooperation Scheme(PICS-医薬品査察協同スキーム)も策定されて、この二つで各国政府や査察機関でのGMP基準並びに品質システムの調和をはかり現在ではこのPIC/SのGMPが世界基準になっています。

このPIC/Sにアジアで最初に加盟承認されたのがシンガポールです。(2000年1月)その後マレーシアが2002年1月、インドネシアが2012年7月、台湾が2013年1月と加盟承認を受けました。そして本年5月にイタリアで開催されたPIC/S委員会総会で日本のPIC/Sへの加盟が45番目の国として加盟承認国になりました。本年7月1日以降日本の製薬企業はPIC/S GMPガイドラインに適合している事が求められています。私の個人的見解ですが、これが第二次黒船と称しています。PIC/Sに加盟する為には加盟申請国の行政機関のみならず医薬品業界もその対応が必要になってきます。昨年加盟した台湾のケースでも加盟申請をしたのが2010年1月です。つまり加盟承認を受けるまでにPIC/Sからの現地査察もあり全てをクリアする必要があり台湾でも3年かかっていました。

PIC/Sに加盟申請をした国に対してPIC/Sより事前査察が書面のみならず現地視察も数回あり、日本の場合のPIC/S査察チームの団長国はスウェーデン、そして査察チームにはシンガポールもメンバーとして昨年の4月15日～22日と9月9日～13日の2回訪日をして厚労省・PMDA・都道府県薬事課等を実地調査して漸く加盟国として承認されました。安倍政権での成長戦略にもタイミングも良くこれから日本の製薬企業の海外輸出比率も高まると思います。ちなみに現在は医薬品も医療機械も全て日本は輸入超過産業になっています。

これで、もう皆さんもご承知の如く、トアスの西側に何故世界のビッグ・ファーマの工場（GSK・ファイザー・アボット等）が多くあるのかご理解できるかと思います。GSK社の片頭痛治療薬の原薬工場はシンガポールだけにありシンガポールから世界中のGSK社の工場へ輸出されています。つまりシンガポールで生産した原薬であれ最終製品であれPIC/S加盟国（現時点で46カ国）への輸出も可能となっています。製薬工場がシンガポールに設立するメリットは、シンガポールにある石油化学産業が既に確立をしており精製時に出来る多くの医薬品製造で使用するケミカルがバイプロダクトとして取得できています。これらを利用出来るメリットもあります。

GMPが他国へ与えた影響

米国FDAはインドのジェネリック大手製薬企業（Ranbaxy, Sun Pharm, Lupin, Dr. Ready, Workhardt等）のインド国内医薬品製造工場品で米国へ輸出している工場を過去数年かけて査察して生産工場がGMP基準に合致していない点を確認し、GMPが改善されるまでインド国内工場での生産品目全てを米国への輸出禁止処置としました。本年2月には、米国FDAのマーガレット長官自らインドに乗り込みインド政府関係官庁に対して品質面での向上を目指してGMP適応企業への脱皮を図るよう要請しました。米国医薬品市場でのインド製のジェネリック・OTC医薬品のシェアは40%もあり、米国への輸出禁止処置でインドの大手製薬企業の財務も悪化しています。本年3月末でのインドから米国への医薬品輸出は150億ドル（対前年比-2,6%）、2年前は+23%でした。インドの大手製薬企業は、米国国内にも生産工場を保有していますが、製品の原薬工場はインド国内にあり、これらの工場もGMP違反となっており輸出が出来ません。インド以外にGMP基準に合致していない製薬企業が多い国として中国もあり、米国FDAでは査察業務での専門官を駐在させる為にインドと中国の両国には出先機関を設置しています。

製薬企業としての課題

医薬品業界で現在の課題は「アフォーダブル・プライス」「TPP交渉での知的工業所有権」「カウンターフェイト」等沢山の課題があります。その中で、紙面の都合で「アフォーダブル・プライス」に関して触れてみます。最近米国の製薬企業が開発して販売されたC型肝炎として初めての治療薬があります。1錠千米ドルで治療が完治（治癒率90%）するまでの投与期間は2週間で総額8万4千米ドルもかかる画期的製品です。しかも上市数カ月で米国では既に3万人ちかくが投与を受けてその販売額が23億ドルと超ベスト・セラー品になっています。この薬剤はドイツでは6万6千米ドル、英国で5万7千ドルそして日本でも現在申請を開始しておりこの薬価がいくらかになるかは現時点で不明です。日本で同社が許可取得後に薬価が算定されますが、日本の場合には自己負担が3割で、薬価がどれくらいになるかは不明ですが相当な金額が患者さんの自己負担になるかも知れません。米国ではC型肝炎の患者さんは300万人もいます。この高薬価が、米国でのMedicaid（高齢者・障害者医療保険制度）とMedicare（低所得者向け医療援助制度）並びに保険会社に財政上の圧迫を発生させています。米国では、オバマ・ケアとしてオバマ大統領が2010年3月に医療保険改革法が成立して昨年10月から全国民に保険登録の受付を開始しています。米国国民のみならず、米国での日本人駐在員並びに家族も加入しなければなりません。このような高価格の医薬品は、エマージング・エリアでの患者さんの大多数は使用できません。グローバル製薬企業は、製薬企業の使命として欧米日でも発売されている医薬品も、エマージング・エリアに対してその国の現状に合わせた価格で提供をし始めています。正確な年度は失念しましたが、確か7～8年前にGSK社のCEOがシンガポールに来て、エマージング・エリアでの同社の医薬品販売価格を、その国の実情に合わせて提供する「アフォーダブル・プライス宣言」をしました。そしてCEOはシンガポールからマニラに移動して当時のアロヨ大統領と面

談して、GSK社がフィリピンで販売していた製品の売価を半値にする宣言をしました。普通の経営者ですと製品売価を半値にしたら当然売上高がダウンすると危惧をされますが、同社のフィリピン現地法人のトップ・ラインとボトム・ラインも大幅に上昇しました。これは、従来同社製品の価格が高くて限られた所得層しか使用できなかったのが半値にした為に多くの中小所得階層の国民も利用出来るようになったからです。現在では、日本のメーカーでもエーザイはインドで欧米で販売している乳がん治療剤をインドでの上市で、アフォーダブル・プライスで患者さんに提供しています。今後、製薬企業のエマージング・エリアでは、この手法が多く取られると予想されます。

シンガポール進出日系製薬企業

シンガポールの歴史で、皆さまも日本人会発行「戦前シンガポールの日本人社会」でお読みになられた方々も多いと思いますが、大正時代に既に現在のブギス・エリアのミドルロード、ビクトリアロード、ビーチロードに日本人街もあり、私が現在、ボランティアとして理事を務めている「シンガポール・リリック・オペラ」(年2回エスペラナーデでオペラ公演中)の本部が入っている「スタンフォード・アート・センター」は1921年に日本人学校として建設されて、今でも当時のままです。歯科医院・旅館・料亭から始まって商店街もあり既に薬種商店(薬局)も存在していました。日本の製薬企業でも社歴が長い会社で当時の社名で武田長兵衛商店(武田薬品)、藤沢友吉商店(アステラス製薬)、塩野義商店(塩野義製薬)、田辺元三郎商店(田辺三菱製薬)、久光兄弟合名会社(久光製薬)、山田安民薬房(ロート製薬)等の製品もそれらの薬店で販売されていました。現在では、シンガポールに進出して現地法人または駐在員事務所を開設している医薬品事業会社は、エーザイ、武田薬品、中外製薬、大日本住友製薬、協和キリン、旭化成、大鵬薬品、アステラス、塩野義製薬、佐藤製薬、久光製薬、興和、3Dマトリックス他等が事業展開をしていますが、シンガポールはアセアン加盟国でも中心国であり、進出各社の機能

も、シンガポール市場だけの販売機能、シンガポールとマレーシアだけでの販売機能、アジア太平洋州での戦略立案機能、日本を除くアジアでの臨床治験機能、研究開発機能、統括機能等多岐に亘っていますが、アセアン以外にもインド・オーストラリア等もカバーしている会社もあります。

シンガポールのGICも日本の製薬企業の株を保有していて、各社のIR説明会にも積極的に参加しています。GICのバイオ・ファーマ・グループには製薬業界に籍をおいていたスタッフもおり、各社のIR説明会にはR&Dでの各開発品のステージに関して詳細な質問をしています。同時にそれらの情報もEDBやA*STARとも共有化されており、各社の新規化合物資での段階で各社にアプローチをしてシンガポールでの生産を打診し始めます。同時にR&Dでの本格研究所の誘致活動にも非常に積極的です。

日系製薬企業の世界的な貢献

日系製薬企業各社も世界の非営利財団と連携して「顧みられない疾病」の新薬開発を担当しています。昨年で設立して10周年を迎えたDNDiは既に6種類の治療薬を上市に導きエーザイ(2009年9月より加盟)・アステラス(2012年6月から加盟)の2社が欧米のビッグ・ファーマ企業と一緒に参加しています。「顧みられない疾病」とは熱帯性特殊疾病薬や結核治療薬等です。DNDiは、Drugs for Neglected Diseases initiativeの略号で2003年7月にスイスで設立された非営利財団です。

日本国内でも官(外務省・厚労省)民(アステラス・第一三共・エーザイ・塩野義・武田薬品の5社)並びにビル&メリンダ・ゲイツ財団との共同で一般社団法人「グローバルヘルス技術振興基金」(Global Health Innovative Technology Fund・GHITF)が2012年11月に設立されて開発発展国での感染症予防薬の製品開発に取り組んでいます。

おわりに

シンガポールの国歌(マジュラ・シンガプーラ)は、バハサ・マレーですが、英語訳も以下の如く公式に決められています。

Come, fellow Singaporeans. Let us progress
towards happiness together

May our noble aspiration bring Singapore
Success

Come, let us unite. In a new spirit together
we proclaim

Onward Singapore Onward Singapore

シンガポールのヘルスケア制度から始まりバイオ・ファーマ立国にいたるまでいみじくも国家のマジュラ・シンガプーラ(Onward Singapore)[進めシンガポール]を実践しています。シンガポールも日本同様に高齢化社会に突入しようとして着実に対応を進めています。例えば、リーシェンロン首相が発表した建国時の国民で生存者の49万人をパイオニア国民として特別給付制度を発表しました。先日、Society for The Aged Sickのナーシング・ホーム(8階建ての明るい建物で現在入居者300名で更に100名を収容できるように増築中。)を視察しました。シンガポールには同様な施設が60ヶ所もあり、政府系施設と民間施設と丁度半々の比率で民間施設には政府が運営費の60%を補助して、残りの40%はチャリティーや個人の寄付で運営をしています。今度の増築でもシンガポール政府は500万S\$を補助します。入居費用は無料になっています。入居者が病気になればTTSHが全て担当していて、その医療費はTTSH財団が負担しています。入居者8名にたいして1名のスタッフ(その全員の国籍がフィリピン・スリランカ・ミャンマー人スタッフ、2年契約で雇用)が配置されていました。果たしてこのような施設は日本にできるでしょうか？例えば、フィリピン人やインドネシア人の看護師資格保有者で十分な知識もあるのに日本での看護師資格取得の為に試験・・・しかも日本語で。一方、シンガポールで

は、近隣諸国の外国人有資格者を採用しています。ナーシング・ホームでの高齢入居者は中国系が多く、しかもその中国語も北京・広東・福建・潮州等多岐に亘っており英語が理解出来ない高齢者も多いですが、採用後に研修も実施して簡単な中国語も理解できるようにしています。

日本の医薬品産業や医療産業の国際化に向けて日本固有の規制の撤廃をしなければ先には進めません。安倍総理の規制改革面でもシンガポールの経験知も参考にして先ず日本国内での規制改革を期待して本稿を終了します。

執筆者氏名

木村 浩 (きむら ひろし)

経 歴

中国天津市生まれ。立教大学経済学部卒。元エーザイ株式会社アジア事業部長。現在、製薬企業の顧問やコンサルタント。シンガポール・リリック・オペラ理事。APX Healthcare Pte Ltdの取締役。

1969年 来星。

1970年 Eisai Singapore Pte Ltdを設立。

1987年-1995年 Eisai Asia Regional Services Ptd LtdのManaging Directorとして駐在、1995年以降エーザイ本社アジア事業部長時代にもシンガポールのEisai Asia Regional Services Pte Ltdの業務も兼任。

2006年に、Eisai Clinical Research Singapore Pte Ltdを設立。

シンガポール2014年度予算案における税制改正案

KPMG Services Pte. Ltd. Global Japanese Practice
Executive Director

田宮 武夫



エグゼクティブサマリー

2014年2月21日に2014年度シンガポール予算案が発表されました。シンガポールの2013年度の成長率は4.1%で39億シンガポールドル（1シンガポールドルは約80円）の財政黒字（内税収は511億シンガポールドル）で当初予想の24億シンガポールドルを大きく上回りました。2014年度の成長率は2~4%と予想され、12億シンガポールドルの財政赤字（内税収は531億シンガポールドル）と予想されています。今年度の予算案は、2つのテーマを柱としています。その1つは経済の転換であり、もう1つは、社会的支援の強化策として公正かつ公平な社会の構築です。この2つのテーマを達成するため以下の税制改正案が発表されました。

1. 経済の転換

1. シンガポール政府は、この先10年間さらにはその後の将来を見据えて、高付加価値産業及び良質な雇用がシンガポール人に創出されるような経済の転換を実施する。2014年度予算案は、シンガポール国家がその国民の所得増大を維持することを可能とするための技術革新と潜在能力をベースとした質の高い成長を目標として策定された。

(1) 生産性・技術革新クレジット(PIC)スキームとは、以下の6つの適格活動に対して各適格活動ごとに1賦課年度あたり40万シンガポールドル（または2013賦課年度から2015賦課年度までの3賦課年度にわたり各適格活動につき、通算120万シンガポールドル）を限度として支出金額の400%の損金算入（または1賦課年度あたり10万シンガポールドルを限度としてその適格支出の60%の現金付与を選択可）が2011賦課年度から2015賦課年度まで認められるスキームである。これに加えて2013賦課年度から2015賦課年度の期間に各賦課年度における適格支出が5千シンガポールドルを超える等の一定の要件を満たす場合は、3賦課年度通算で15千シンガポールドルを限度として適格支出と同額が現金付与される。

- (ア) PIC対象となるIT及びオートメーション化設備の取得またはリース
- (イ) 研修
- (ウ) 知的財産権の取得またはその使用許諾の取得
- (エ) 知的財産権の登録
- (オ) 認可されたデザインへの投資
- (カ) 研究開発

改正案では、各適格活動ごとに1賦課年度あたり40万シンガポールドル(または2016賦課年度から2018賦課年度までの3賦課年度にわたり各適格活動につき、通算120万シンガポールドル)を限度とする支出金額の400%の損金算入(または、10万シンガポールドルを限度とした適格支出の60%の現金付与を選択可)の適用期限が2018賦課年度まで延長された。また、現金付与の適用要件の1つにシンガポール人または永住者を最低3人雇用しなければならないという要件があるが、2016賦課年度からは本制度の適用を受ける連続した3ヶ月の連続した期間において継続して雇用する必要がある。さらに一定の規模以下(グループ全体の年間売り上げが1億シンガポールドル未満または従業員数が200名未満)の中小事業者(個人事業主、パートナーシップ、法人)に対しては、2015賦課年度から2018賦課年度までの期間、1賦課年度あたり、各適格活動ごとの支出限度額が、60万シンガポールドル(または2016賦課年度から2018賦課年度の通算支出限度額が180万シンガポールドル)に増額される。

(2) 試験研究開発費は、現行法では2015賦課年度までに生じた適格研究開発費用(研究員の人件費、研究のために要した消耗品費、委託研究費、コストシェアリング研究費)(シンガポール国内で行われるものに限る)に関してその支出額(2018賦課年度までは、400%損金算入対象支出限度額を超過した金額)の150%の損金算入が認められているが、その取り扱いが2025年まで延長される。また、EDB(経済開発庁)の認可を受けた研究開発プロジェクトに関わる費用につい

てはその支出の200%の損金算入が認められているが、その取り扱いも2020年3月31日まで延長される。

(3) 商業的価値のある企業秘密を含む知的財産権の取得価額は、税法第19B条に基づき5年間の均等償却が認められている。また、メディア・デジタルエンターテインメント事業を営む事業者に対しては、EDBの承認を受けることで2年間での加速償却が認められている。その取り扱いが知的財産権については2020賦課年度まで、またメディア・デジタルエンターテインメントについては2018賦課年度まで延長される。改正点において、顧客リストなどの顧客情報や作業工程が記された文書の取得は、税務上の償却対象となる知的財産権に該当しないことが明確化された。

(4) 適格知的財産権(特許権、商標権、デザイン、植物品種)の登録費用は、税法第14A条に基づき損金算入が認められているが、その取り扱いが2020賦課年度まで延長される。

(5) 土地の有効活用に対する償却制度は、2010年度の予算案で導入され、一定の要件(容積率基準、当該建物や構築物の少なくとも総床面積の80%以上が適格事業を営む1つの者によって使用されていること等)を満たす適格事業を営む事業者に2015年6月30日までの有効期限で適用されている。改正案では、本制度の適用範囲を拡大して、物流を営む事業者及び空港や港湾において適格活動を営む事業者に対しても適用される(2014年2月22日以降に承認された資本的支出に適用される)。容積率基準を充足している既存建物等に関しては、最低限10%の増加容積率基準の充足が必要となる。さらに、この土地の有効活用に対する償却制度の適用期限が2020年6月30日までの5年間延長される。

2. 2013年度のシンガポール経済成長は4.1%であったが、2014年度の世界景気の展望は定かではない。そのような状況下で、2014年度の予算案では、ファイナンシャルセンターを含むシンガポール経済の競争力を強化するための施策が導入されている。

(1) 海外企業のシンガポール支店(海外の銀行のシンガポール支店を除く)への利息、テクニカルフィー、マネージメントフィー、使用料の支払いは、源泉税の対象であった。また、当該シンガポール支店が源泉税の免除を受けるためにはwaiverを申請して取得する必要があった。改正案では、2014年2月21日以降の前述の支払いは源泉税の対象とはならない。

(2) 現在、シンガポールで設立された銀行は、バーゼルIIIで定められた最低自己資本比率を2013年1月1日より、またバーゼルIIIで定められた最低自己資本比率よりも2%高い水準への引き上げを2015年1月1日(MAS Notice 637による)より要請されている。バーゼルIIIで定められたその他Tier1の調達手段である商品を発行するシンガポールで設立された銀行への公平性を担保するために、これらの商品(償還付き優先株式を除く)は税務上負債として取り扱われる。従って、これらの商品に関わる分配は発行者側では損金算入が認められる一方、受け取り側では課税される。前述の取り扱いは、2015賦課年度の基準年度から適用される。この取り扱いは、MAS Notice 637の対象となるシンガポールで設立された銀行(海外銀行のシンガポール支店は除く)に対して適用される。

(3) 上場インフラ登録ビジネストラストが受領する国外源泉所得で特定シナリオに該当しない所得の免税措置は、投資所得を原資とする国外源泉配当及び適格オフショアインフラプロジェクトから稼得した国外源泉利子所得に対する免税措置を含め、個別に財務大臣の承認を必要とする。特定シナリオに適格オフショアインフラプロジェクト

に関連する国外源泉利子所得を原資とする配当所得も税法第13(12)条で定める特定シナリオに含まれることとなる。従って、適格オフショアインフラプロジェクトから稼得した国外源泉利子所得は、一定の要件を満たせば自動的に免税となる。

(4) 不動産投資信託に対する以下の税務特典が2015年3月31日をもって廃止される。

- (ア) シンガポール不動産の取得に対する印紙税及び海外不動産を保有するシンガポール会社の取得に対する印紙税の免除
- (イ) 海外の非居住用不動産の保有を目的として設立された特定目的事業体の設立に関して発生したGSTの還付
- (ウ) 非居住者、非居住個人に対して支払われる分配金で、税の透明性の取り扱いを受けた特定所得からの分配金に対する10%の軽減源泉税率の適用
- (エ) 国外源泉所得に関して与えられた免税措置

II. 公正且つ公平な社会の構築

1. 2014年度予算案は、誰もが希望をかなえられ、成功をつかむチャンスのある公正かつ公平な社会の構築を目指している。それを達成するために以下の改正が行われた。

(1) パイオニア世代パッケージと称して、国家建設に貢献したパイオニア世代に報いるため、メディシールドライブ保険料の補助(65歳時点で40%、その後90歳時点で60%まで引き上げられる)や専門医外来診察料の50%の補助、メディセーブへの年間200シンガポールドル~800シンガポールドル(年齢により異なる)の補填を含むヘルスケア支援を提供する。パイオニア世代パッケージの対象者は、1965年の時点で16歳またはそれ以上だったシンガポール市民および198

6年12月31日またはそれ以前に市民権を取得した者である。

(2) 納税者もしくは配偶者の両親、祖父母、曾祖父母、障害のある両親を扶養している場合の所得控除額が2015賦課年度より1,000シンガポールドル～3,000シンガポールドルの範囲(同居しているか、していないか、または障害のある両親か否かで異なる)で引き上げられる。

(3) 障害のある配偶者、兄弟、姉妹および子供を扶養している場合の所得控除額が、2015賦課年度より2,000シンガポールドル引き上げられる。

(4) CPF(中央年金基金)が2015賦課年度より1%引き上げられる。

(5) その他、酒及びタバコの関税が、各々25%、10%引き上げられる。

(注) 上記改正案の詳細は、随時関連省庁から発表される。また、適用に当たっては、専門家のアドバイスを求めることを薦める。

執筆者氏名

田宮 武夫 (たみや たけお)

経 歴

KPMG Services Pte. Ltd. Global Japanese Practice
Executive Director/KPMG AZSA LLC Partner

1952年生れ

1975年 横浜市立大学卒

1989年 KPMGシンガポール事務所入所

会計、税務を中心に日系クライアントにアドバイスを提供。シンガポール及び日本で数多くのセミナーを実施。

自治体の総合サポート役を目指して ～CLAIRシンガポール事務所の活動状況について

CLAIR Singapore
Director

足達 雅英



1. 全国自治体の共同組織CLAIR

一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR: The Japan Council of Local Authorities for International Relations 以下「クレア」という。）について、ご存知でしょうか。

クレアは、地方自治体の国際化を支援するための共同組織として、1988年に設立された一般財団法人です。日本国内には東京本部を設置しているほか、海外には、シンガポールを含め7カ所の事務所を設置し、自治体の海外拠点としての役割を担っています。

このため、会長（全国知事会会長（京都府知事））はじめ理事会、評議員会などのメンバーは自治体の代表から選ばれているほか、本部事務局や海外事務所の職員の多くは全国各地の自治体からの派遣職員です。

また、設置母体である全国の47都道府県と20政令指定都市の国際担当部局はクレアの支部に位置づけられており、この支部を通じて約1700にものぼる地方公共団体との連携・協力を図りながら業務運営を行っています。地域レベルでの取組みを支援するため全国各地の地域国際化協会をまとめる役割も担っています。

今日の自治体においては、地域経済の活性化や多文化共生、人材育成といったあらゆる課題に関して、国際的な視野に立った戦略・事業運営が不可欠となっています。こうした自治体の国際化を支援するのがクレアの仕事です。

本稿では、このクレアの海外事務所のうちアセアン及びインドを活動エリアとしている、シンガポー

ル事務所の活動について、ご紹介します。

2. シンガポール事務所の組織体制

シンガポール事務所のスタッフも、ローカル・スタッフを除き都道府県や市区町村の自治体からの派遣職員です。その数は、派遣元自治体の意向により、近年増加傾向が続いており、現在は全海外事務所で最大となる18名の職員が日本から派遣されています。

今後各地域において国際化を担っていく高いスキルを持った人材の育成もクレアの重要な使命となっています。クレアに派遣される自治体職員は、通常東京本部の各部署で1年間勤務した後、2年間海外事務所の業務に従事します。出身自治体は日本全国にまたがっていますが、いずれもここでの経験を活かし、各自治体で国際関係の業務を担うとともに、将来は幹部として活躍することが期待されています。

また、シンガポール事務所独自の取り組みとして、駐在員制度を設けており、現在は、山形県、長野県、熊本県が駐在員を派遣しています。駐在員は専ら派遣元自治体の業務を担当し、各自治体の観光・物産プロモーションや企業支援などの経済交流支援活動を中心に活動しています。この制度を活用することにより、自治体は低コストで、かつ、速やかにシンガポールに職員を常駐させることができるほか、情報入手や人脈形成が容易になり、経理等の総務事務に手間をとられることなく、効率的に海外業務を展開できるというメリットがあります。

3. 急増する自治体の海外活動支援

海外活動支援とは、自治体関係者がアセアン・インドで、イベント、調査、視察等の活動を行う際、クレアにおいて、訪問先の紹介、政府機関等へのアポイントの取付け、現地への同行、現地の状況や行政制度等に関して概要説明、資料提供等の支援を行うものです。

近年は、急速な経済発展に伴う東南アジア市場への関心の高まりや地元企業の動きなどを受けて、シンガポール事務所管内の活動支援件数は増加を続けており、2013年度は過去最高となる156件の支援を実施しました(表1参照)。

支援分野は、友好提携事業の調整やシンガポールをはじめとする都市開発・インフラ、IT、教育など各種政策の視察、地域の物産・旅行フェアなどのプロモーション活動やイベントをはじめ、多岐にわたっています(表2参照)。

スタッフ一同、関係の皆様のご協力をいただきながら、自治体の頼れる海外拠点として、その海外活動が円滑で効果的なものとなるよう努めています。このため、訪問先への十分な趣旨の説明や普段からの関係づくりに努めるとともに、自治体側にもせっきやくの出張が実りあるものとなるよう、計画段階から目的に沿った訪問先の選定や、現地の状況についてもアドバイスを行っています。

ここ数年の傾向としては、知事・市長などによるトップ・セールスやミッションが増加していることが挙げられます。

また、最近ではシンガポールの観光分野での目覚ましい成果や日本でのカジノ解禁に向けた動きを踏まえ、統合リゾート(IR:マリーナ・ベイ・サンズ及びリゾート・ワールド・セントーサ)やMICE施設への視察も多くなっています。

(表1)



(表2)

2013年度の活動支援事例

団体名	依頼内容
宮崎県	知事トップセールスに係るイベント 運営支援
和歌山県	県・インド マハラシュトラ州協力覚書調印式及び知事トップセールスに係るイベント 支援
福岡県	県・ハノイ市友好提携5周年事業に係る支援
長崎県	知事による統合リゾート 施設視察支援及びブリーフィング
長野県	副知事による県観光説明・商談会運営支援
熊本県	知事トップセールスに係るイベント 運営支援
熊本県荒尾市	市長によるシンガポール市場視察支援及びブリーフィング
長崎県佐世保市	市長による統合リゾート 施設及び関係機関の視察支援
千葉県多古町	町長による「多古米お披露目会」実施に係る情報提供・広報支援

4. 地域間交流の促進に向けた事業展開

グローバル化が進展していく中、地域の活性化を図るため、自治体においても海外との地域間交流の重要性が高まっています。クレアでは、国際交流などを通じた地域の国際化支援、海外自治体幹部との交流協力セミナー、地域間交流推進のための国際会議を実施し、地域の強みや特性を生かした海外自治体とのネットワークづくりを積極的にサポートしています。

ここでは、シンガポール事務所で取り組んでいる主な事業をご紹介します。

① 地域間交流促進プログラム

この事業は、日本の自治体職員を東南アジア各国に派遣し、政府機関・企業等の訪問や市民との交流などを通じて、両国間の政治経済・文化交

流における現状と課題の理解を図り、今後の地域間交流の契機とすることなどを目的としています。

昨年度はタイ(バンコク都、ピサヌローク市、スコタイ県自治体)において開催し、日本各地から19名の自治体職員等が参加しました。

プログラムでは在タイ日本大使館、JETRO、JNTO、福岡県バンコク事務所の訪問や地方銀行の駐在員の方々との意見交換により、現地ならではの有益な情報をいただくことができました。

また、タイ内務省、バンコク都、タイ中部スコタイ県自治体、ピサヌローク市などの現地政府関係機関も訪問し、タイの地方行政システムや住民窓口、保健所、図書館といった住民サービスの現状、洪水対策やごみ処理といった行政課題への対応について視察、意見交換を行いました。

ピサヌローク市では、ICチップ入りの身分証明書を活用したワンストップ住民サービスや、受付用のレシートを使った窓口サービスの評価・投票システム、保健所ではタイマッサージやハーブによる伝統医療を活用について現場で説明を受け、独自のサービス向上に取り組んでいる様子を観察しました。

タイにおける県や郡は地方自治体組織ではなく、国の出先機関として位置づけられ、中央政府から知事及び郡長が派遣されています。これに対応する形で県自治体、郡内に市町自治体、タムボンと呼ばれる小規模自治体が置かれ、特別な自治体として位置づけられる首都バンコク都知事、パタヤ特別市長とあわせ選挙で長が選出されています。これら自治体では、都市部を中心に経済成長が進む中、都市化と同時に、高齢化に伴う課題や住民サービスの高度化にも取り組む必要に迫られる一方、組織や人材、財源も限られているのが現状です。

衡平な財源保障を有する日本の地方行財政制度や自治体の持つノウハウへの関心は高く、今後の両国の自治体交流の可能性を感じました。また、ナレースワン大学では、日本語学科の学生との交流を行い、人文学部のスタッフの方々と東南アジア各地の行政制度について意見交換を行いました。

今後のタイを担う多くの若い世代が日本への高い関心を持ち、漫画や高度な技術などに親しみや憧れを感じている一方、バンコクや観光地を離れると、まだ日本人を目にする機会も少ないとのことで、日本各地の多様な文化や魅力を生かして地域間の交流をさらに広げていくことは極めて有意義との認識を新たにしました。

地域間交流促進プログラム



2013年タイ・ピサヌローク市役所訪問の様子

②シンガポール政策研修プログラム

シンガポールで実施されている先進的な政策は、日本の地方自治体の政策の企画立案にも参考になるものが数多くあります。昨年は、日本の自治体からの参加者を迎え、「シンガポールの国家戦略と都市インフラ(都市開発、緑化、水、環境政策)」、「観光戦略と海外販路開拓」をテーマに、関連機関・団体、施設を訪問しました(表3参照)。

シンガポール政府の都市インフラの開発は、その先進性に注目が集まることが多いですが、各種政策が効果的に実施されていく背景には、時代の趨勢や経済予測を踏まえた骨太のビジョンときめ細かなプランニング、各関係省庁・機関の連携、現実を見据えた柔軟な政策の見直し、といった地道な取り組みがあります。

昨年本プログラムにおいて調査を行った緑化政策では、国民に生活の質の向上とアイデンティティの強化をもたらすと同時に、都市としての魅力を高め海外からの投資を引き付けるという大きな目標を掲げて、世界でも第一級のトロピカル・ガーデンシティを実現しました。今では想像もできませ

んが、独立前には都心部で熱帯雨林が伐採されつくされており、当時は街路樹一本一本の植栽から緑化への取り組みを始めたとのこと。

現在も限られた国土の中で、都市部のビルの壁面や駐車場の屋上、MRTの橋脚などあらゆるスペースの最大限の活用に知恵を絞っています。さらに、各地域の公園を結ぶパーク・コネクター構想や水辺の開発など新たなうおいをもたらすレクリエーション空間を次々に生み出し続けていく姿勢には、感銘を受けました。

この緑化政策には、公園だけに限っても人件費以外に年間6000万ドルもの資金が投入されています。しかし、国としてのプライオリティは高く、人材育成やボランティアの活用などの工夫を行い、関係各省庁合同の議論を経て優先順位を絞り、必要な予算を確保しているとのことでした。

都市国家であるシンガポールの人口・経済規模は、日本の自治体では兵庫県や福岡県と同規模です。そのシンガポールの経済政策や持続可能な都市づくりを目指した取り組みは、今後の日本の自治体の施策展開の可能性を考えるうえでも大いに示唆に富んでおり、日本に向け情報発信を続けていきたいと考えています。

(表3)

シンガポール政策研修プログラム 開催実績

開催年度	テーマ	訪問先
2013年度	観光戦略と海外販路開拓	リゾートワールド セントーサ、マリーナベイサンズ、現地スーパー、現地旅行代理店、日系政府機関
	国家戦略と都市インフラ	シティギャラリー、ボタニックガーデン、ゴミ焼却施設、リサイクル施設、ニューウォータービジターセンター

③アジア地方行政セミナー

シンガポール事務所では日本の総務省と協力して毎年東南アジア各国において、地方行財政分野での国際協力を目的にセミナーを開催し、開催国政府の抱える課題・関心事項をテーマに講演や意見交換を行っています。今年度は、史上最大級の台風「HAYAN」をはじめ大型台風の相次ぐ襲来やボホール島での大地震など、最近多くの大規模災害に見舞われたフィリピンで、「防災・災害対応」をテーマに開催しました。



現地スーパー視察の様子

フィリピンの政府機関・地方自治体関係者にとっては喫緊の課題であり、フィリピン全土から、内務省、防災関係者、知事・市町村長を含む数多くの自治体関係者が参加しました。

日本からは、総務省、消防庁、熊本県の関係者が参加し、日本の地方制度と防災システム、東日本大震災や2012年の熊本広域大水害への対応と復興プロセスについてプレゼンテーションを行いました。

ディスカッションでは、日比双方の経験を踏まえ、国-地方自治体-地域間における連携や各組織同士の広域連携、地域における防災教育の充実など、とりわけソフト面での対策を推し進めることの重要性が強調されました。

フィリピンの自治体では、特に地震や風水害発生時の防災体制の整備が大きな課題となっています。これまで数多くの災害に直面・克服してきた経験を有し、現在東日本大震災からの復興を進めている日本の取り組みは、参加者にとって大いに参考になったようです。

アセアン各国の地方行政関係者の間では、行政各分野で日本とこのような意見交換の場を多く持ちたい、という声をよく聞きます。行政制度のみならず言語・慣習の異なる国々との事業の共催には、困難が伴うこともありますが、クレア独自の取り組みとして、今後さらに自治体と東南アジア各国との定期的な情報共有の場づくりを進めていきたいと考えています。



2014年アジア地方行政セミナー（マニラ）パネルディスカッションの様子

④自治体国際協力専門家派遣事業

クレアと自治体が連携し、海外自治体の要請に基づいて、専門的なノウハウを有する自治体職員を「自治体国際協力専門家」としてアセアン各国に派遣しています。

日本国内の自治体関係者が有する技術や知識を国際協力の分野で有効に活用することで、海外の自治体における行政の質の向上に寄与し、自治体間の友好協力関係を促進することを目指しています。

協力分野は、保健衛生、消防・防災、環境保全が多くなっていますが、最近では各国の社会経済状況を反映し、「一村一品運動」などの地域特産品開発や観光政策、健康づくりなどソフト面の政策についても関心が寄せられています(表4参照)。

これまで実施した事業の中には、カンボジアでの「クメール焼」復興への技術支援やインドネシア市内を流れるカリマス川の再生事業があります。現地を訪問した際には、復活したカンボジア伝統の焼物、特産品が美しく陳列されている様子や、市民の憩いの場に生まれ変わった川の様子を目にすることができました。

これらの事業を通じて、今後さらにアセアン各都市との交流が広がっていくことを期待しています。

(表4)

自治体国際協力専門家派遣事業 実績

年度	派遣国	分野
2013	インドネシア(スラバヤ市)	下水処理
	マレーシア(クアラルンプール市)	保健衛生
	ブルネイ	消防・防災
	ベトナム(ハノイ市)	消防・防災
2012	インドネシア(スラバヤ市)	廃棄物管理 環境保全
	タイ(ピサヌローク市)	観光施策
	タイ(ブーケット市)	栄養指導
	タイ(バンコク都)	消防・防災
2011	タイ(ピサヌローク市)	保健衛生
	タイ(パッタラム市)	教育
	ブルネイ	地域特産品開発
	インドネシア(ジャカルタ特別州)	消防・防災



専門家の講義の様子(マレーシア)

⑤自治体幹部交流セミナー

日本とアセアン・インド各国の相互の地方制度・行政について理解を深め、人的ネットワークの構築を図ることを目的に、各国の自治体幹部職員や地方行政に関わる政府職員を毎年日本に招き、地方行政の現状と課題について、幅広く意見交換を行っています。

東京での研修の後に地方も訪問し、自治体で行政現場を視察するとともに、日本文化への理解を深めてもらうためのプログラムも実施しています。

昨年は、シンガポール政府観光局(STB)及びIEシンガポールの職員を含む7か国11名のメンバーが鳥取県を訪問し、県の都市緑化や国際観光政策、梨をはじめとする地元自慢の食材の紹介に加え、県内企業、酒蔵や境港市の水木しげ

るロード・記念館を視察しました。

各国共通の課題でもある地域経済の振興や過疎化問題への対応方策についても、活発な意見交換が行われました。日本それぞれの地域が持つ豊富な自然や伝統的な建造物など多彩な観光資源について、海外からの訪問者の視線でわかりやすくPRすることが重要だとの意見が多く寄せられました。

温泉旅館での和室宿泊体験や、一般家庭への訪問なども参加者には大変好評で、帰国後も日本への親近感を持ち続け、日本の行政や技術の質の高さに強い関心を寄せていただいています。このような交流により、アセアン・インド各地の行政関係者に日本ファンになっていただくことで、様々な形の地域間交流につなげていきたいと考えています。

海外自治体幹部交流セミナー



2013年研修の様子(鳥取県)

5. 自治体の海外経済活動等の支援

成長著しいアジアにおいて販路開拓、観光客誘致のための活動を実施する自治体が増えています。シンガポール事務所では、所管地域内でこれらの活動を支援するとともに、各種事業の実施を通じて得られた情報を日本の自治体向けにも発信しています。

①国際旅行フェア等における観光PR

アセアン・インド各地で開催される国際旅行フェア等において、日本政府観光局(JNTO)と連携し、日本各地の観光情報を提供し、地方自治体が行き組む外国人観光客誘致活動や地域の知名度向上のための活動を支援しています。

また、訪日旅行需要の増加が期待される新興市場においても、JNTOと連携し、訪日旅行セミナー・商談会を開催し、多くの自治体や関係団体の参加をいただいています(表5及び表6参照)。

(表5)

国際旅行フェアにおける観光PR 2013年度の参加実績

国際旅行フェア名称	開催国(都市)	時期
NATAS Holidays	シンガポール(シンガポール)	8月・3月
My Japan Holiday - Japan Travel Fair	シンガポール(シンガポール)	10月
Thai International Travel Fair	タイ(バンコク)	8月・2月
FIT Travel Fair		11月
MATTA Fair Kuala Lumpur	マレーシア(クアラルンプール)	9月・3月
JAPAN Travel Fair Jakarta	インドネシア(ジャカルタ)	8月・10月
Astindo Fair		3月
Travel Tour Expo	フィリピン(マニラ)	2月
SATTE Travel Mrt	インド(デリー)	1月

(表6)

訪日旅行セミナー・商談会 開催実績

開催年度	開催場所	日本側参加者
2013年度	ベトナム(ハノイ)	18団体・29名 (自治体7団体)
	ベトナム(ホーチミン)	16団体・24名 (自治体6団体)
2012年度	フィリピン(マニラ)	29団体・55名 (自治体10団体)
2011年度	インドネシア(ジャカルタ)	19団体・29名 (自治体5団体)

②海外販路開拓支援事業

地域の特産品の販路開拓については、堅調な経済成長を続けるとともに、日本食人気も高く、今後の自治体の海外販路開拓先として注目されるタイ・バンコク中心部の百貨店(サイアム・パラゴン)において、全国自治体から参加を募り食品展を開催しています。

単独では商品を集めることが困難な自治体も参加可能なテストマーケティングの機会を日本全国に提供し、自治体による海外販路開拓を支援しています。

③海外経済セミナー

自治体からの東南アジアに対する関心にこたえるため昨年から東京で自治体関係者を集め「海外経済セミナー」を開催しています。2年目となる今年、IEシンガポール、楽天アジアからのプレゼンテーションに加え、自治体のシンガポール駐在経験者により、東南アジアでの自治体の最新の活動状況についてパネルディスカッションを実施しました。

今年の参加者は前年の倍増となるほどの盛況ぶり、改めて自治体の東南アジア展開への意欲を感じると同時に、いかに現地の情報が貴重であるか痛感しているところです。ホームページやメルマガなどの電子媒体や機関誌など紙媒体での情報提供のみならず、直接自治体の担当者と意見交換する機会もさらに充実させていきたいと考えています。

海外販路開拓支援事業



タイ・バンコクの百貨店サイアムパラゴンで開催した物産展の様子

6. JETプログラムへの支援

JETプログラム(The Japan exchange and Teaching Program、語学指導等を行う外国青年招致事業)は、わが国最大の国際交流プログラムで、草の根レベルでの国際交流の推進に向け、総務省、外務省、文部科学省及びクレアの協力の下、自治体が実施しています。

国際交流活動に従事する国際交流員(CIR)、小・中学校や高等学校で日本人教師の外国語授業の補助等に従事する外国語指導助手(ALT)など、世界各地から現在4000名を超える参加者が日本全国の自治体や学校で活動を行っています。

クレアは、関係機関の連絡調整や受入団体への参加者の配置・渡航調整を行うとともに、参加者の受入団体や参加者本人に対して助言やサポートを行っています。

シンガポール事務所管内からも多くの青年が参加しており、帰国後も同窓会組織の会員として、旅行フェアでの日本ブース支援など日本にかかわるイベントでも活躍してもらっています。在シンガポール日本大使館とも連携して、同窓会組織の活動支援や日本のよき理解者である同窓会メンバーとの交流を行っています。

7. アセアン及びインド地方行政制度、各種政策等の調査・研究、情報発信

シンガポール事務所では、アセアン各国の地方行財政制度や各種政策の最新情報について情報収集し、行政担当者の目線からレポートとしてとりまとめています。

「シンガポールの政策」シリーズとしては、行政・公務員制度をはじめ、都市開発、上下水道、福祉、情報、教育、港湾・空港、陸上交通、観光、環境の各分野ごとにまとめています。

また、ミャンマーの地方自治、イスラム圏からの観光客誘客、医療制度と医療ツーリズムに見るシンガポールの戦略、マレーシアの観光政策、アセ

アン地域における自治体の最新の活動状況、シンガポールの言語政策などの各種レポートを作成しているほか、事務所の活動を通じて得られた各国情報も、分野別にホームページで公開しています。ご関心のある方はシンガポール事務所のホームページ(<http://www.clair.org.sg/j/index.html>)をご覧ください。

8. 終わりに

東南アジア各国をまわると、日本食をはじめ日本文化の人気ぶりを目にし、日本人の勤勉さや日本製品の品質の高さへの信頼を耳にすることが多くあり、大変誇らしい気持ちになる経験が数多くあります。

私自身、改めて外から日本を見つめなおしてみると、各地域が多様な自然・風土の下はぐんだ文化や温かい国民性などの価値をより強く実感するようになり、日本の持つ本当の魅力をさらにもっと海外の方にも理解していただきたい、という思いを強くしています。そのためには、それぞれの自治体や地域、そしてそこで暮らす人々が個性を生かして、直接世界の人々を相手に交流する機会を充実させていくことが重要であり、微力ながら現在のクレアでの仕事が、そのためのお役に立てることに喜びを感じているところです。

グローバル化が進み、新興国が経済成長を続けていく中、自治体においても海外に目を向け、国際戦略に基づいて地域の将来を考えることが必須となりつつあります。そうした中今後もますます自治体の海外事業展開は増えていくことは確実ですが、その際にはいかに日本の地域や国、そして官民がそれぞれの個性を発揮ながらも、バランスよく連携して日本としての総合力を発揮していくことがポイントになります。

我々クレア・シンガポール事務所は、そのためにも所員一同アンテナを広げ、東南アジア・インドでの自治体・地域の総合サポート、地域間交流の支援活動を充実させていきたいと考えております。引き続き関係の皆様のご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

執筆者氏名

足達 雅英（あだち まさひで）

経 歴

1968年 神奈川県生れ。

1992年 東京大学法学部卒業

1992年 旧自治省入省

総務省・内閣府、兵庫、奈良、宮城、秋田各県庁等にて勤務。

2011年より自治体国際化協会（CLAIR）シンガポール事務所勤務
趣味はジョギング、街歩き。

北九州市の「都市間連携」を通じた都市環境インフラ輸出の取組み

～廃棄物ビジネスの事例より～

KITAKYUSHU CITY GOVERNMENT ENVIRONMENT BUREAU
KITAKYUSHU ASIAN CENTER FOR LOW CARBON SOCIETY

綾部 征一郎



1. 環境ビジネス支援に至った経緯

北九州市は、1901(明治34)年、官営八幡製鉄所が操業開始され、関連する化学・窯業・セメント・電力などの工場が次々と建てられ、4大工業地帯のひとつとして日本の高度経済成長を支えてきました。一方で急激な経済発展の過程で、大気汚染や水質汚濁など深刻な公害をもたらすことになりました。

このような深刻な状況の中で、最初に立ち上がったのは、子どもの健康を心配した母親たちの市民運動でした。「青空が欲しい」というスローガンを掲げ、自発的に大気汚染の状況を調査し、その結果をもとに企業や行政に改善を求める積極的な運動を起しました。

行政においては、公害の状況を常時監視するための公害監視センターを設置するとともに、公害について科学的に研究するための組織を整備し、また企業との「公害防止協定」の締結を行い、公害防止に関する各種施策を実施していきました。

企業も生産工程の改善、汚染物質の除去処理施設の設置、工場緑化などの対策を積極的に行いました。これらの対策を進めるうえで、排水処理・排ガス処理などの排出口での対策技術だけでなく、製造施設や工程の改善、省資源・省エネルギーを徹底することで環境への負荷を小さくする技術(低公害型生産技術＝クリーンプロダクション技術)が導入されました。これらの技術は、環境改善だけでなく生産性を向上させる経済的効果をもたらしています。



1960年

現在

公害克服の過程で、優秀な人材や技術、ノウハウ、そして産学官民のパートナーシップといった多くの財産や経験を地域に蓄積してきた北九州市は、培われた環境保全技術等を、公害問題に苦しんでいる開発途上国に役立ててもらうため、環境国際協力を実施してきました。1980年には、民間主導により北九州国際技術協力協会(KITA)を設立し、海外からの研修生受入や専門家派遣を行っています。

18世紀半ばの産業革命の開始以降、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスが人為的に大量に大気中に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼などによって膨大な量が人為的に排出されています。

低炭素化とは 地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会づくりを行うことです。低炭素化は世界的な重要課題となっています。

北九州市は、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組みにチャレンジする都市として、2008年7月に国から「環境モデル都市」に選定されました。これを受け、「北九州市環境モデル都市行動計画」において、2050年までに温室効果ガスの排出を2005年比で、市内で50%、アジア地域で150%削減するという目標を掲げました。そのため、アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、2010年6月に「アジア低炭素化センター」を開設しました。



アジア低炭素化センター開所式

2. アジア低炭素化センターの取組み

アジア低炭素化センターでは、企業とともに、経済産業省・環境省・外務省など国の資金を活用して、FS(事業可能性調査)、実証、事業化のステップを踏みながら様々なプロジェクトに取り組んでいます。これまでにアジアの37都市で、日本企業65社と連携して、58のプロジェクトを実施しています。(2014年3月現在)

特にインドネシア共和国・スラバヤ市とは、1997年のアジア環境都市ネットワーク構築時から連携を図っており、2004年には市民参加型「生ゴミのコンポスト化協力事業」により、スラバヤ市の廃棄物量が30%以上削減されました。以来両市は着実に友好関係を築き、2011年3月に「戦略的環境パートナーシップ共同声明」の署名、2012年11月には、「環境姉妹都市提携に関する覚書」を締結しました。

今後は、グリーン&ローカーボンの視点から、社会制度の構築や市民意識の変革などのソフトも盛り込んだ総合的なまちづくり計画の策定を中心に、廃棄物・上下水道・エネルギー・都市開発といった様々な分野におけるプロジェクトを展開して、グリーンシティ輸出モデルの構築を目指しています。

WIN-WINの関係の構築





スラバヤ市と環境姉妹都市締結 (2012年)



市民参加型のコンポスト普及

アジア全域に着々と展開

アジア経済活性化センターでは、企業とともに、経済産業省、環境省、外務省など
協の資金を共同して、FS調査、高質、事業化のステップを踏みながら様々なプ
ロジェクトに取り組んでいます。
これまで、アジアの37都市で、日本企業65社と提携して60のプロジェクトを實
施しています。(2014年3月現在)

FS調査及び事業化

- ① ① (株) 東洋電機 廃棄物処理 (2009年度 大連市) ② 株式会社 東洋電機 (2010年度 北京市)
- ② 株式会社 東洋電機 (2011年度 清遠市)
- ③ 株式会社 東洋電機 (2012年度 天津市)
- ④ 株式会社 東洋電機 (2013年度 天津市)
- ⑤ 株式会社 東洋電機 (2014年度 天津市)
- ⑥ 株式会社 東洋電機 (2015年度 天津市)
- ⑦ 株式会社 東洋電機 (2016年度 天津市)
- ⑧ 株式会社 東洋電機 (2017年度 天津市)
- ⑨ 株式会社 東洋電機 (2018年度 天津市)
- ⑩ 株式会社 東洋電機 (2019年度 天津市)
- ⑪ 株式会社 東洋電機 (2020年度 天津市)
- ⑫ 株式会社 東洋電機 (2021年度 天津市)
- ⑬ 株式会社 東洋電機 (2022年度 天津市)
- ⑭ 株式会社 東洋電機 (2023年度 天津市)
- ⑮ 株式会社 東洋電機 (2024年度 天津市)
- ⑯ 株式会社 東洋電機 (2025年度 天津市)
- ⑰ 株式会社 東洋電機 (2026年度 天津市)
- ⑱ 株式会社 東洋電機 (2027年度 天津市)
- ⑲ 株式会社 東洋電機 (2028年度 天津市)
- ⑳ 株式会社 東洋電機 (2029年度 天津市)
- ㉑ 株式会社 東洋電機 (2030年度 天津市)
- ㉒ 株式会社 東洋電機 (2031年度 天津市)
- ㉓ 株式会社 東洋電機 (2032年度 天津市)
- ㉔ 株式会社 東洋電機 (2033年度 天津市)
- ㉕ 株式会社 東洋電機 (2034年度 天津市)
- ㉖ 株式会社 東洋電機 (2035年度 天津市)
- ㉗ 株式会社 東洋電機 (2036年度 天津市)
- ㉘ 株式会社 東洋電機 (2037年度 天津市)
- ㉙ 株式会社 東洋電機 (2038年度 天津市)
- ㉚ 株式会社 東洋電機 (2039年度 天津市)
- ㉛ 株式会社 東洋電機 (2040年度 天津市)
- ㉜ 株式会社 東洋電機 (2041年度 天津市)
- ㉝ 株式会社 東洋電機 (2042年度 天津市)
- ㉞ 株式会社 東洋電機 (2043年度 天津市)
- ㉟ 株式会社 東洋電機 (2044年度 天津市)
- ㊱ 株式会社 東洋電機 (2045年度 天津市)
- ㊲ 株式会社 東洋電機 (2046年度 天津市)
- ㊳ 株式会社 東洋電機 (2047年度 天津市)
- ㊴ 株式会社 東洋電機 (2048年度 天津市)
- ㊵ 株式会社 東洋電機 (2049年度 天津市)
- ㊶ 株式会社 東洋電機 (2050年度 天津市)



中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業

市内の中小企業が海外で展開する際の支援を行う。高質、事業化のステップを踏みながら様々なプロジェクトに取り組んでいます。
これまで、アジアの37都市で、日本企業65社と提携して60のプロジェクトを實施しています。(2014年3月現在)

- ① (株) 東洋電機 (2009年度 大連市)
- ② 株式会社 東洋電機 (2010年度 北京市)
- ③ 株式会社 東洋電機 (2011年度 清遠市)
- ④ 株式会社 東洋電機 (2012年度 天津市)
- ⑤ 株式会社 東洋電機 (2013年度 天津市)
- ⑥ 株式会社 東洋電機 (2014年度 天津市)
- ⑦ 株式会社 東洋電機 (2015年度 天津市)
- ⑧ 株式会社 東洋電機 (2016年度 天津市)
- ⑨ 株式会社 東洋電機 (2017年度 天津市)
- ⑩ 株式会社 東洋電機 (2018年度 天津市)
- ⑪ 株式会社 東洋電機 (2019年度 天津市)
- ⑫ 株式会社 東洋電機 (2020年度 天津市)
- ⑬ 株式会社 東洋電機 (2021年度 天津市)
- ⑭ 株式会社 東洋電機 (2022年度 天津市)
- ⑮ 株式会社 東洋電機 (2023年度 天津市)
- ⑯ 株式会社 東洋電機 (2024年度 天津市)
- ⑰ 株式会社 東洋電機 (2025年度 天津市)
- ⑱ 株式会社 東洋電機 (2026年度 天津市)
- ⑲ 株式会社 東洋電機 (2027年度 天津市)
- ⑳ 株式会社 東洋電機 (2028年度 天津市)
- ㉑ 株式会社 東洋電機 (2029年度 天津市)
- ㉒ 株式会社 東洋電機 (2030年度 天津市)
- ㉓ 株式会社 東洋電機 (2031年度 天津市)
- ㉔ 株式会社 東洋電機 (2032年度 天津市)
- ㉕ 株式会社 東洋電機 (2033年度 天津市)
- ㉖ 株式会社 東洋電機 (2034年度 天津市)
- ㉗ 株式会社 東洋電機 (2035年度 天津市)
- ㉘ 株式会社 東洋電機 (2036年度 天津市)
- ㉙ 株式会社 東洋電機 (2037年度 天津市)
- ㉚ 株式会社 東洋電機 (2038年度 天津市)
- ㉛ 株式会社 東洋電機 (2039年度 天津市)
- ㉜ 株式会社 東洋電機 (2040年度 天津市)
- ㉝ 株式会社 東洋電機 (2041年度 天津市)
- ㉞ 株式会社 東洋電機 (2042年度 天津市)
- ㉟ 株式会社 東洋電機 (2043年度 天津市)
- ㊱ 株式会社 東洋電機 (2044年度 天津市)
- ㊲ 株式会社 東洋電機 (2045年度 天津市)
- ㊳ 株式会社 東洋電機 (2046年度 天津市)
- ㊴ 株式会社 東洋電機 (2047年度 天津市)
- ㊵ 株式会社 東洋電機 (2048年度 天津市)
- ㊶ 株式会社 東洋電機 (2049年度 天津市)
- ㊷ 株式会社 東洋電機 (2050年度 天津市)

3. スラバヤ市での廃棄物ビジネスの事例

センターでは、2011年度よりアジア地域等に低炭素化技術の輸出を目指す市内中小企業を対象に、所有する既存の技術・製品を、海外でのニーズに合わせた現地での実証試験、または事業可能性調査 (FS) を行うための経費の一部を助成する制度として、「北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業」を実施しており、これまで、実証枠7件、FS枠1件を採択しました。

市内企業である(株)西原商事は、2012年度に上記支援事業を活用し、インドネシア国スラバヤ市において廃棄物中間処理事業の可能性調査を実施しました。ビジネスモデルとしては、これまでスラバヤ市において分別されることなく最終処分されていた廃棄物の中から、有価物を選別することにより、リサイ

クル率の向上、逼迫する最終処分場の延命化、さらには地域における新たな雇用創出に大きく寄与するものです。2013年3月には、スラバヤ市ストロジョーに「リサイクル型廃棄物中間処理施設 (Super Depo)」を建設し、家庭から排出される廃棄物から、生ごみ、プラスチック、紙くず等を選別しています。現在は、廃棄物の60%を占める有機ごみから堆肥製造するための「コンポストセンター」を建設中で、今後は堆肥販売可能性を検討し、スラバヤ市における最終処分される廃棄物の減量と、廃棄物ビジネスの事業化に向け取り組んでいます。



㈱西原商事のビジネスモデル

4. 世界の環境首都を目指す北九州市

本市は、1960年代に厳しい公害に見舞われましたが、市民、企業、行政が一体となり、公害を見事に克服しました。その経験を活かして国際協力に貢献し、様々な都市とのネットワークを構築してきました。また、我が国初のエコタウン事業など、循環型社会の先導的役割を果たすとともに、低炭素社会の実現にも貢献してきました。こうした取組みにより、OECD(経済協力開発機構)から、「公害を克服し、グリーン成長に取り組む近代的な産業都市」として高い評価を受け、2011年6月、OECDから「グリーン成長都市」の1つとして、パリ、シカゴ、ストックホルムとともに、アジアで初めて選定されました。

豊かさを享受しながら、温室効果ガスを大幅に削減するためには、従来の発想の延長線上では、十分な対応は困難です。今後、環境技術の分野では、既存技術の活用に加え、イノベーションを引き起こす新技術の開発や新しいビジネスモデルの創造などが必要となります。また、社会技術の分野では、新エネルギーの利活用による新しい都市開発、さらにはライフスタイルや住民意識の改革などの取組みが求められます。

北九州市では、こうした環境技術や社会技術

のアジア地域への積極的な移転を進め、社会の仕組みの変革を図り、新しい価値観や文化を創造する、「アジアの低炭素革命」の拠点を目指します。



環境マスコット「ていたん」

執筆者氏名

綾部 征一郎 (あやべ せいいちろう)

経歴

福岡県出身 大学卒業後、地元北九州市の貿易会社勤務を経て、2009年に北九州市役所に入職。2009年～2012年 総務企画局国際部アジア交流課

2013年～現職(環境局環境国際戦略課事業化支援係)

JCCI 6月-7月JCCIイベント写真

6月19日
JCCI賃金調査結果報告会



6月25日
第3工業部会 & 貿易部会共催
タイガービール製造工場見学会



7月2日
第3工業部会、金融・保険部会、
運輸・通信部会共催
2014年度3部会合同懇親会



7月15日
第2工業部会
Singapore LNG Corporation・
液化天然ガスターミナル視察会





7月22日
観光・流通・サービス部会、
第一工業部会、貿易部会 共催
PSAインターナショナル・港湾
施設視察会



7月29日
運輸・通信部会 “sats施設”
& “Boeing乗員訓練センター”
見学会



《日本シンガポール協会のイベントをご紹介します》

1. 「SSGSとの交流ゴルフ大会」を開催

2013年1月芦ノ湖カントリークラブ野村茂継会長からSSGS (Singapore Senior Golfers Society) の皆様の来日を機に交流ゴルフ大会のお話があり、これを受けて協会ではキャプテン、副キャプテンを擁した実行委員会を設立し準備を行い、2014年5月14日(水)に神奈川県程ヶ谷カントリー倶楽部にてSSGS側38名、協会側27名、総勢65名の交流ゴルフ大会の開催を実現しました。

シンガポール大使館側からもご参加いただき、五月晴れのなか全員元気にラウンドを愉しんでいただきました。プレー後のパーティでは、シンガポール大使館からご提供いただきましたタイガービールで乾いた喉を潤し、SSGSの皆様と盛り上がった楽しいひと時を過ごしました。SSGSの皆様には日本各地の特産物の賞品をお持ち帰りいただきました。



2. 「第11回 シンガポール日本人学校OB&OG懇親会」を開催

6月21日(土)の午後、「シンガポール・シーフード・リパブリック銀座」にて、「第11回 シンガポール日本人学校OB&OG懇親会」を開催しましたところ、117名もの方にご参加いただきました。JCTコーラスの皆さんによる‘Singapura Sunny Island’ほか、美しい混成合唱の歌声でオープニングを飾っていただきました。

ご参加の皆さんは、先生や旧友との再会を喜び、シンガポールの思い出話を花を咲かせていました。シンガポールの日本人学校に在籍されていた方が、社会人になられてシンガポールに駐在され、またシンガポールに頻りに旅行されるなど、繋がりを保っておられる方々も多いとのことでした。元在校生による軽妙な司会進行によって、クイズ大会やラッキードローで大いに盛り上がりました。

ご来賓として、シンガポール大使館商務部(シンガポール国際企業庁)からMr. Lee Hoi Leong(リー・ホイリョン氏)をお迎えし、在日シンガポール人留学生協会から3名、JCCI(日本商工会議所)派遣留学生のMs. Germain Tan(ジャーメイン・タンさん)にもご参加いただき参加者と気軽に交流をいただきました。次回は、来年・2015年6月21日(土)に、「シンガポール・シーフード・リパブリック銀座」での開催予定です。本誌を手にとられた方はお気軽にご参加ください。



◆はい、こちらは「日本シンガポール協会」です!

「日本シンガポール協会」は1971年の設立以来、「シンガポール日本商工会議所(JCCI)」とも密接に連携し、日本とシンガポールとの経済協力、文化交流を深めるための活動をボランティア・ベースで行っています。シンガポールとの関係、交流を深めるため、ご帰国されましたら、あるいは今から協会の活動にご参加されませんか。ご入会を心からお待ちしています。連絡先は右記のとおりです。(2013年1月に、事務所は港区赤坂より港区芝に引っ越しました)

一般社団法人 日本シンガポール協会
〒108-0014 東京都港区芝4-7-6 芝ビルディング308
電話: 03-6435-3600 FAX: 03-6435-3602
E-mail: singaaso@singaaso.or.jp
ホームページ: <http://www.singaaso.or.jp/>

シンガポール日本商工会議所
事務局便り

《 7月度 活動報告 》

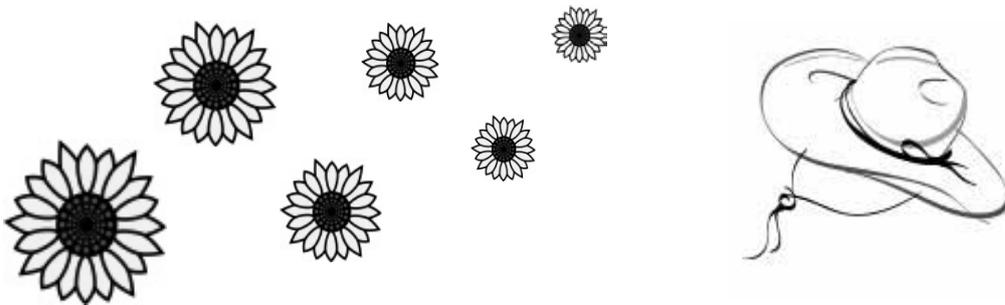
7月2日、日本人会にて第三部会（第3工業部会・金融保険部会・運輸通信部会）合同懇親会を行いました。初めての試みとなりましたが、三部会の懇親場となり、皆様より楽しめたとフィードバックを頂きました。

7月15日に第二第二工業部会 Singapore LNG Corporation・液化天然ガスターミナル視察会を行い、20名が御参加下さいました。ジュロン島内にあり、なかなか見ることのできない施設を、Chief Executive Officer 始めとするSLNG社の方々にご案内いただきました。暑い中保護服を着ての移動は大変でしたが、こちらの質問にも真摯にご対応いただき、非常に有意義なひとときとなりました。

7月22日は観光・流通・サービス部会、第1工業部会、貿易部会共催 PSAインターナショナル・港湾施設視察会を行いました。暑い中、44名の方に御参加頂きました。三部会共催による視察会という大掛かりなイベントになりましたが、PSA社には快く受け入れていただきました。PSAビルディング40階からの眺望も素晴らしく、またPasir Panjang Terminalもシンガポール最大規模を誇るだけあり、見所の多い視察でした。視察後の懇親会では、部会の垣根を越え、皆様積極的に交流を深めておられました。

《 8月度 行事予定 》 ※予定は事情により変更・追加されることがございます。

開催日	開催区分	イベント名	時間・場所
8月3日（日）	部会	懇親ゴルフ（金融・保険部会）	07:00-15:00 Laguna National Golf and Country Club
8月5日（火）	委員会	8月度会員講演会「結果の質を向上させる組織力アップセミナー ～ローカル社員のリーダーシップを 引き出すリーダーシップ&マネジメントとは?～」	15:00-17:30 日本人会
8月8日（金）	部会	第1、第2、第3工業部会、観光・流通・サービス部会共催 インドネシア・バタム島のノングサ開発地域視察会	08:00-19:00 カビル工業団地、ノングサ・リゾート
8月8日（金）	部会	第2工業部会・ケミカル会共催 8月度会員講演会・懇親会 「V字回復への決断と信念」	17:00-19:00 日本人会
8月28日（木）	委員会	8月度会員講演会 最近のインドネシア法務トピックについて	14:30-16:00 日本人会



月報

Aug, 2014

編集後記

シンガポールは国土面積が東京都23区より少し広い程度の小国ですが、一人当たりのGDPは日本を抜き、今やアジアで一番豊かな国になっています。資源もなく、水もなく、人もなく、土地もなく、技術もない国であったシンガポールが、他国から人、カネ、モノを呼び寄せるための環境整備を全力で行い、その結果、世界で最も住みやすい都市、又、ビジネスのしやすさランキングで上位を占める位置まで上りつめたことに、「ないないづくしから知恵が生まれる」ことを、マリーナベイサンズを遠くに眺めながら改めて実感しました。

月報8月号の表紙は、Palau Ubin島で睡蓮の花と島内のサイクリングコースを撮影しました。チャンギ・ポイント・フェリー・ターミナルから、小型の船で約15分の場所にある島です。野生の猿やイノシシが息息していたり、熱帯の植物があふれていたり、普段見慣れている都会のシンガポールとは全く違う自然を満喫することが出来る場所です。

さて、今回の月報では特集記事4本と環境をテーマに業界プラス1として、「北九州市の「都市間連携」を通じた都市環境インフラ輸出の取り組み」を掲載させていただきました。ご執筆頂きましたKIMURA & ASSOCIATES PTE LTDの木村様、Drew & Napier法律事務所の金丸様、KPMG Services Pte Ltd.の田宮様、一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所の安達様、北九州市環境国際戦略室アジア低炭素センター 綾部様におかれましては、ご多忙にも関わらず、大変興味あるテーマでご執筆賜り、改めて御礼申し上げます。

月報8月号は、KAJIMA OVERSEAS ASIA PTE LTD 川越とJCCIの小寺が担当致しました。



編集

川越 純一 KAJIMA OVERSEAS ASIA PTE LTD
JCCI

発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197
E-mail: info@jcci.org.sg
Web: <http://www.jcci.org.sg>

印刷

TOH-SHI PRINTING SINGAPORE PTE LTD
4 Ayer Rajah Crescent, Singapore 139960
Tel: 6775-2555 Fax: 6775-1661

月報広告 募集中



シンガポールでの経済活動に役立つ情報を提供する「月報」。
JCCI では会員企業様に月報紙面を広告スペースとしてご活用頂くため、
広告掲載の募集を実施しております。

◆掲載要領◆

●掲載型●

- ☆ 掲載箇所 月報各号（毎月上旬発行）
- ☆ 掲載期間 1ヶ月より申込可能
- ☆ 掲載価格 1ページ\$800 /月 +GST

●A4 チラシ封入型●

- ☆ 封入箇所 月報背面（毎月上旬発行）
- ☆ 封入回数 1回分より申込可能
- ☆ 封入価格 \$500 /月 +GST *各社1か月1枚のお値段



【申込にあたり】

- ・お申し込みは JCCI 会員様に限ります。
- ・掲載は先着順、1ページ単位です。
- ・掲載1ヶ月前までに、
広告データを事務局へご提出ください。
(PDF ファイル)
- ・お申込後のキャンセルはご遠慮下さい。

【連絡先】

シンガポール日本商工会議所
Tel: 6221-0541
E-mail: info@jcci.org.sg



WORK . PLAY . LIVE . GROW

オフィス環境こそ、ビジネス成功の秘訣

新しいビジネス拠点 Asia Square は、シンガポールの商業および交通の要衝にあるマリーナ・ベイにあり、そこに約20万平方メートルの、ゆとりある空間を創造しました。柱のない広いオフィス・スペースには、明るい自然光が注ぎ込み、窓からは豊かな海と緑が望めます。Asia Square 内部には、巨大なカフェテリアや数々の著名レストランが揃い、このエリア最大のジムも完備。ランチタイムにも、アフター5にも、困りません。また海外からのお客様は、Tower 2 内にある The Westin Singapore がご利用になれます。

シティバンク銀行、グーグル、みずほ銀行や日興アセットマネジメントなど、多くの企業グループが、Asia Square を選択されました。WORK, PLAY, LIVE, GROW, すべてがかんう場所。Asia Square へのご入居を是非ともご検討なさいませんか？

Asia Square. At the heart of Singapore's New Downtown at Marina Bay.



■ Singapore's Leading Japanese Realtor



お問い合わせは、パシフィック不動産株式会社まで。

Pacific Network (S) Pte Ltd (CEA License No. L3004395J)

Tel: 65 63720111 Email: asiasquare@pfudosan.com.sg URL: www.pfudosan.com.sg

■ thehumanbuilding.com

■ Asia Square Tower 1, 8 Marina View, Singapore 018960

■ Asia Square Tower 2, 12 Marina View, Singapore 018961

